

**筑西広域市町村圏事務組合**  
**令和2・3年度（定期）**  
**小規模業務（工事・物品・役務）契約**  
**業者登録申請要項**

- 1 申請方法 持参又は郵送で受付をします。
- 2 受付期間 令和2年2月3日（月）～令和2年2月28日（金）（日曜日、土曜日及び祝日を除く）  
郵送の場合は、令和2年2月29日（土）までの消印があるものを有効とします。それ以降は無効となりますのでご注意ください。また、封筒に「入札参加資格審査申請書在中」と赤書してください。宛先は「〒308-0803 茨城県筑西市直井 1076 番地 筑西広域市町村圏事務組合事務局」までお願いします。受付票を返信しますので、「長3」封筒に84円切手を貼り、事業所の宛名を記載したものを同封してください。なお、提出いただいた書類は返却いたしません。
- 5 申請対象 筑西広域圏（結城市、筑西市、桜川市（以下「3市」という。））内に本店を有する法人又は個人のうち、次のいずれにも該当しない者とします。  
(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定による入札に係る契約を締結する能力を有しない又は破産者で復権を得ない者  
(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による筑西広域市町村圏事務組合（「以下「筑西広域」という。）の入札参加制限を受けている者  
(3) 同じ業務（工事・物品・役務）かつ同じ登録有効期間の入札参加資格審査申請を行っている者  
(4) 受注しようとする業種を履行するために必要な資格、免許等を有していない者  
(5) 国税、県税及び市税等を滞納している者
- 6 契約対象 小規模業務契約の対象は次のとおりです。  
(1) 工事 発注予定価格が1件当たり金額80万円未満のもの  
(2) 物品 発注予定価格が1件当たり金額80万円未満のもの  
(3) 役務 発注予定価格が1件当たり金額50万円未満のもの
- 7 登録有効期間 令和2年4月1日～令和4年5月31日（2年間2ヶ月）
- 8 申請書類 申請に必要な書類は次のとおりです。  
(1) 工事 ①小規模業務（工事）契約業者登録申請書（指定様式）  
②法人市民税の納税証明書（未納のない証明も可）  
(2) 物品 ①小規模業務（物品・役務）契約業者登録申請書（指定様式）  
②法人市民税の納税証明書（未納のない証明も可）  
(3) 役務 ①小規模業務（物品・役務）契約業者登録申請書（指定様式）  
②法人市民税の納税証明書（未納のない証明も可）
- 9 制度の趣旨等 この登録制度は、筑西広域が発注する工事等（修理・修繕）及び物品購入、役務の提供等の契約のうち、少額で簡易な契約を希望する小規模事業者の方に登録していただき、圏域内の事業者の方に仕事の受注機会の拡大を図ることを目的としています。  
なお、登録名簿に登録されても契約を約束するものではありません。
- 10 お問い合わせ先 筑西広域市町村圏事務組合 事務局 企画財政課 財政グループ  
TEL 0296-22-7979

**※ この申請又は入札参加資格審査申請の受付をされていない方は、当組合と取引ができません。取引を希望する方は、必ず申請してください。なお、次回までの2年間は、原則として追加申請の受付はしませんが、追加申請受付を行う際は別途ホームページ等でご連絡させていただきます。**